

## 新潟市白根地区遠距離児童・生徒通学費補助要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市白根地区に住所を有する児童・生徒が白根地区の小・中学校の通学に要する費用の一部を補助することにより、父母負担の軽減を図るものとし、その交付に関しては、新潟市補助金等交付規則（平成16年規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、次のものとする。

- (1) 小学校までの通学距離がおおむね片道4キロメートル以上の児童の保護者
- (2) 中学校までの通学距離がおおむね片道6キロメートル以上の生徒の保護者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、学校統合等により市長が特に必要と認める児童生徒の保護者

(補助率)

第3条 補助率は、次のとおりとする。

- (1) 学校統合による場合 1日の交通費の45パーセント
- (2) 学校統合によらない場合 1日の交通費の30パーセント
- (3) 前条第3号により市長が特に認めた場合 市長が定めた率

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとするものは、新潟市白根地区遠距離児童・生徒通学費補助交付申請（兼概算払願）書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）を、校長を経由して市長に提出するものとする。

2 校長は、受理した申請書の内容を審査した後、新潟市白根地区遠距離児童・生徒通学費補助対象者調査票（別記様式第2号。以下「調査票」という。）を作成し、申請書とともに市長に送付するものとする。

(補助金交付の通知)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、内容を審査し新潟市白根地区遠距離児童・生徒通学費補助交付通知書（別記様式第3号。以下「通知書」という。）を速やかに申請者に対して交付するものとする。

(実績報告)

第6条 補助を受けた保護者は、当該年度のバス通学の実績を新潟市白根地区遠距離児童・生徒通学費補助実績報告書（別記様式第4号）により報告しなければならない。

(額の確定等)

第7条 市長は、前条による実績報告を受けた場合は、報告書等書類の審査を行い補助金の額を確定し、新潟市白根地区遠距離児童・生徒通学費補助金額確定通知書（別記様式第5号）を申請者に対して交付するものとする。

(補助金の交付)

第8条 補助金の交付は、7月、12月、3月の年3回とする。ただし、年度途中で転校した児童・生徒の保護者については、この限りでない。

(変更の報告)

第9条 補助金交付対象児童・生徒が転出あるいは通学方法の変更した場合は、保護者又は学校長はその旨を異動報告書（別記様式第6号）により報告しなければならない。

(補助決定の取り消し等)

第10条 市長は、申請者が虚偽又は不正な行為により補助金の交付を受けたときは、その補助の決定を取り消し、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、通学費補助事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年3月21日から施行する。

(経過措置)

2 平成16年度分の補助金のうち、旧白根市遠距離児童・生徒通学費補助要綱に基づく申請分については、第5条から第7条までの規定は適用しない。

付 則

この要綱は、平成19年1月1日から施行し、平成17年3月21日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

新潟市長

様

(保護者住所)

(保護者名)

新潟市白根地区遠距離児童・生徒通学費補助交付申請（兼概算払願）書

このことについて、新潟市白根地区遠距離児童・生徒通学費補助金交付要綱第4条の規定により下記のとおり申請いたします。

記

地区名		学 級	普通 ・ 特支
学 年	小・中 年	児童・生徒名	
住 所	新潟市		
片道通学距離		利用交通手段	
最寄のバス停名		片道交通費	円
転入月日	年 月 日	就学援助の有無	有 ・ 無
補助申請期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
振 込 先	金融機関名	銀行 農協	本支店名 本店 ・ 支店
	口 座	普通預金 当座預金	口座名義人 (保護者) (フリガナ)
	口座番号		
摘 要			

上記のとおり相違ないことを確認しました。

令和 年 月 日

新潟市立

学校長

別記様式第2号

年 月 日

令和 年度 新潟市白根地区遠距離児童・生徒通学費支給対象者調査票

新潟市立 学校

番	地区名	学級	学年	児童・生徒名	保護者名	住所	片道距離	細通程	最寄り停留所	片道交通費	転入月日	就学援助	申請期間	口振	摘要
1		普・特	年				km			@	・ ・	有・無	1年・冬期	[ ]	
2		普・特	年				km			@	・ ・	有・無	1年・冬期	[ ]	
3		普・特	年				km			@	・ ・	有・無	1年・冬期	[ ]	
4		普・特	年				km			@	・ ・	有・無	1年・冬期	[ ]	
5		普・特	年				km			@	・ ・	有・無	1年・冬期	[ ]	
6		普・特	年				km			@	・ ・	有・無	1年・冬期	[ ]	
7		普・特	年				km			@	・ ・	有・無	1年・冬期	[ ]	
8		普・特	年				km			@	・ ・	有・無	1年・冬期	[ ]	
9		普・特	年				km			@	・ ・	有・無	1年・冬期	[ ]	
10		普・特	年				km			@	・ ・	有・無	1年・冬期	[ ]	
11		普・特	年				km			@	・ ・	有・無	1年・冬期	[ ]	
12		普・特	年				km			@	・ ・	有・無	1年・冬期	[ ]	
13		普・特	年				km			@	・ ・	有・無	1年・冬期	[ ]	
14		普・特	年				km			@	・ ・	有・無	1年・冬期	[ ]	
15		普・特	年				km			@	・ ・	有・無	1年・冬期	[ ]	

新 第 号  
年 月 日

様

新潟市長



新潟市白根地区遠距離児童・生徒通学費補助交付通知書

年 月 日付けで申請のあった新潟市白根地区遠距離児童・生徒通学費補助金については、次のとおり交付（不交付）の決定をしたので通知します。

記

1 補助事業の名称

新潟市白根地区遠距離児童・生徒通学費補助事業

2 交付決定額（不交付の理由）

\_\_\_\_\_ 円

3 交付条件

年度途中で、対象児童・生徒が転出あるいは通学方法を変更した場合は、その旨を遅滞なく必ず届け出ること。

新潟市長

様

(保護者住所)

(保護者名)

新潟市白根地区遠距離児童・生徒通学費補助実績報告書

年 月 日付け新 第 号で補助金の交付決定のあった新潟市白根地区遠距離児童・生徒通学費補助事業については、事業が完了したので、次のとおり報告します。

記

1 補助事業の名称

新潟市白根地区遠距離児童・生徒通学費補助交付事業

2 交付決定額及びその精算額

\_\_\_\_\_円

3 補助事業の完了年月日

\_\_\_\_\_年 月 日

4 補助事業の成果

父母負担の軽減が図られ、もって義務教育の円滑な実施が図れた。

5 補助事業の精算にかかる収支明細

6 情報の公表の状況

7 添付書類

別記様式第5号

新 第 号  
年 月 日

様

新潟市長



新潟市白根地区遠距離児童・生徒通学費補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった新潟市白根地区遠距離児童・生徒通学費補助事業における補助額については、次のとおり確定したので通知します。

記

1 交付決定額

\_\_\_\_\_ 円

2 交付済額

\_\_\_\_\_ 円

2 確 定 額

\_\_\_\_\_ 円

別記様式第6号（学校長用）

第 号  
令和 年 月 日

新潟市長 様

新潟市立 学校長

異 動 報 告 書

このことについて、下記のとおり新潟市白根地区遠距離児童・生徒通学費補助事業に係る対象児童・生徒に異動がありましたので、報告します。

記

1 対象児童・生徒名

2 保 護 者 名

3 異 動 年 月 日 令和 年 月 日

4 異 動 内 容

ア 校区外転出

イ 通学方法の変更

ウ その他（ ）

令和 年 月 日

新潟市長 様

（保護者住所）

（保護者名）

## 異 動 報 告 書

このことについて、下記のとおり新潟市白根地区遠距離児童・生徒通学費補助事業に係る児童・生徒に異動がありましたので、報告します。

### 記

1 対象児童・生徒名

2 異 動 年 月 日 令和 年 月 日

3 異 動 内 容

ア 校区外転出

イ 通学方法の変更

ウ その他（ ）